

名古屋市告示第170号

指定公金事務取扱者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定しましたので、同条第2項の規定に基づき告示します。

令和8年4月1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団
名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山 1-2
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又は歳出
名古屋市障害者スポーツセンター条例（昭和56年名古屋市条例第17号）第4条第1項に規定する使用料
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和8年4月1日

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ振興課